

# 「第6次三田市男女共同参画計画（案）」に対する市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方について

## 1 実施概要及び結果

### (1) 実施期間

令和5年1月23日（月）～令和5年2月21日（火）

### (2) 閲覧方法

① 市ホームページ「意見募集（パブリックコメント）」での閲覧

② 公共施設での閲覧

市役所（本庁舎1階ロビー・本庁舎4階人権共生推進課）、各市民センター（さんだ市民センター・フラワータウン市民センター・ウッディタウン市民センター・広野市民センター・藍市民センター・高平ふるさと交流センター・有馬富士共生センター・ふれあいと創造の里）、まちづくり協働センター、総合福祉保健センター

### (3) 意見の提出方法

意見書（任意様式）に住所、名前、電話番号を記入して、郵送、FAX、電子メール、電子申請システム（Logoフォーム）、または窓口への持参のいずれかにより人権共生推進課へ提出

### (4) 意見件数

4 件（2名）

## 2 意見の概要と市の考え方

(1) 計画案を修正するもの 0 件

(2) 計画案を修正しないもの 4 件

（施策推進上の参考とするもの 2 件）  
（意見として伺うもの 2 件）

## パブリックコメントの実施結果について

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
【対応】 施策推進上の参考とさせていただきます。				
1		計画全体	男女共同参画、女性活躍、DVと盛りだくさんの計画になっています。書いてあることがすべて実行できればもっと男性も女性も生きやすくなると思います。国も県も市の計画も絵にかいた餅にならないように是非実行を願っています。	いただいたご意見のとおり、計画の実行が、男女共同参画社会の実現につながると考えております。具体的施策はあらゆる分野にわたることから、庁内推進会議により連携・調整を密にすることで、適切に進捗管理を行い、着実に各事業を実施してまいります。
2	59	各主体の役割 事業者・団体等	事業者団体等の取り組みについては、市がどのように働きかけていくのかが大事だと思いました。「各種ハラスメントのない職場環境づくりに努めましょう。」とありますが、具体的な取組は今後あるのでしょうか。	ご指摘の内容については、62頁No.40の具体的な施策の内容で示しており、事業者に対し、ハラスメントが人権侵害であることの意識啓発を図るとともに、職場での各種ハラスメント被害の相談窓口の情報を提供するなどにより取り組んでまいります。
【対応】 ご意見としてお伺いします。				
3	50	【基本施策4】就労の場における女性の活躍の実現	女性の就労支援がたくさんありますが、私の周りには専業主婦を希望する人もいます。家事も立派な仕事です。学校でのPTA活動なども母親がたくさんがんばっていらっしゃいますので働く以外での活躍があると思います。	基本施策4「就労の場における女性の活躍の実現」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づいて市が策定する「女性活躍推進計画」であるため、就労・就業に特化した内容となっております。いただいたご意見のとおり、計画全体では、地域・市民活動も含め様々な分野において女性が活躍できる社会の実現に取り組むことで、すべての人が自分らしく輝けるまちをめざしています。
4	55	具体的な施策No.29 男性の家事・子育て・介護への参加の促進	男性への支援で男性の働き方改革とありますが、本当にその通りだと思います。男女とも働きやすい環境が大事です。海外では週休3日を試行して、好循環だったとも報道でありました。仕事にゆとりができれば、家事育児にもゆとりがでると思います。	いただいたご意見のとおり、社会全体が「男性中心型労働慣行」からテレワーク等も含めた「多様な働き方」に変わり、だれもが働きやすい環境づくりを着実に進めていく必要があります。引き続きワーク・ライフ・バランスが実現できるように取り組んでまいります。